

質問番号	質問内容	回答
1	コースの変更は可能かどうかについて再度確認したい	教育課程の実施に支障がなく、合計収容定員数を超えないことを前提に、学生の課程間の移動は可能です。
2	入学後に進学コース→就職コース、基礎ビジネス日本語コース（6か月）→サービス業日本語コース1年6か月のように学生がコースを変更は可能でしょうか？	<p>（その場合、学則においてその旨を明記し、移動先での教育課程における目的・到達目標が達成できることについて、移動を認める時期や条件、移動後の各種体制や環境に支障がないことの確認も含め、その実現性を説明する必要があります。）</p> <p>ただし、教育課程の目的や目標と、当該生徒の学習目的や目標が一致することが重要であり、学校の都合によって留學生がコース変更を迫られる、あるいは知らない間に入学したコースとは異なるコースに所属させられることがないよう、十分に配慮してください。</p>
3	事前相談ではどのようなことを確認するのでしょうか。資料等の形式的なものだけか、教務内容にもかかわることなのでしょうか。	事前相談は、形式的な不備による書面審査での不利益をさけるために行われるもので、ご質問にも可能な範囲で対応しますが、あくまで事務局対応ですので、いわゆる教育課程に関する相談に指導・助言を行うことはいたしかねます。
4	退職時のトラブル等により以前の職場から「在職証明書」を取得できない（したくない）教員がいるが、理由書等を提出すればよいか。	令和6年度2回目の認定申請以降、認定基準の要件を満たす範囲内での提出で可とし、また、法務省告示機関においては、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第42条に基づく報告を行っている教員に関して、証明書類の提出が不要となる運用に変更されています。提出が困難な場合には、事前相談を踏まえて個別の状況を勘案し、理由書に加え、実際の就労状況を確認するための根拠資料（給与明細等）を求める場合もございます。
5	教育課程サンプルをいただけないでしょうか。	<p>単に外形的に認定基準等の要件を満たすだけでなく、適正な日本語教育課程を自ら編成できる能力を有する日本語教育機関を認定することが求められるため、サンプルはございません。</p> <p>「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」を公表しており、また、日本語教育振興協会による留学Candoの教育モデル開発事業の報告（https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02799.html）なども参考にできますので、それらをもとに機関の理念や目標に即した教育課程を編成してください。</p>
6	既存校の予算は、申請から1年目は今まで通り在籍予測数で予算を立て、認定後となる2年目、3年目の予算は定員を100%充足するものとして予算を立てるのかどうか。その場合1年目との整合性は問われないと考えてよいのか。	2年目、3年目の予算についても、機関において在籍予測数を立てた上で計上してください。その際に差異（1年目との整合性）が生じた場合は、その理由（積算根拠等）を文書で提出するようお願いいたします。

7	校長の識見に関し、日本語教育機関に限らない事務の識見とあるが具体的にはどのような識見か？	個別・具体の事例となるため、あらかじめお示しすることは困難です。
8	<p>① 一部の授業を「選択授業」として設定することは認められるでしょうか。例えば、進学目的でも専門、大学、大学院と目指す教育機関により準備教育が異なるので、大学希望者にはE J U対策授業を、専門や大学院希望者にはJ L P T対策を設ける、などです。</p> <p>② 後半一部レベルでのコース分割は認められるでしょうか。例えば進学目的で進学コースに入学してきた学生でもその後の様々な要因から就職を目指す場合もあり、そうした学生の支援として就職支援の内容を含む授業をカリキュラムに組み込むことができるでしょうか。</p>	①と②のいずれも、妨げられるものではございません。ただし、複数科目やコースに対応できる教員や教室の確保、科目やコース間での公平な授業内容の提供等、機関として十分に計画・準備していただくをお願いします。
9	事前相談の前に、申請準備について相談できる学校関係者向け専門窓口などがありますか？	<p>文部科学省においては設置しておりません。</p> <p>ただ、文部科学省において、各機関の様式作成の助けとなるよう「様式作成上の注意事項」を作成し、手引きやQ&Aなども随時更新しているほか、メールでの問合せにも対応しております。</p>
10	2回目の申請準備時点で日本語教員試験は行われていないが、来年の5月に最終認定を受けるに当たり登録できる教員数が揃えられなかった場合、登録は無効になるのかどうか。先に学校が認可を受けた後からでも教員登録は可能かどうか。	<p>経過措置期間である令和11年3月末までは、現行の法務省告示機関制度の告示基準における教員要件に該当する日本語教員や、法務省告示機関（告示対象の日本語教育課程）、大学、文部科学大臣が指定する日本語教育機関（認定日本語教育機関が認定前に実施した日本語教育課程）において平成31年4月1日以降に1年以上日本語教育課程を担当した経験を有する教員は、認定日本語教育機関の教員として雇用できます。この場合、これらの者が経過措置期間終了後の令和11年4月1日以降も認定日本語教育機関で勤務するためには、登録日本語教員資格を取得することが必要ですので、留意してください。また、申請時点で経過措置による教員要件が備わっていない場合、認定要件を満たしていないものと判断されます。</p>

11	<p>カリキュラム作成に関する質問です。「学習時間の目安」がありますが、たとえば学習レベルとしてB2到達を目標に掲げている場合、目安は「B 2 までの総単位時間935～1428時間」ですが、実際、現場では、1520時間かけて到達するようなカリキュラムです。この時間の差というのは指摘を受けますか。</p>	<p>授業時数について、認定日本語教育機関（留学）では年間760単位時間以上を要件としていますので、2年間の課程であれば合計1,520単位時間以上かつ各年度760単位時間以上の課程を編成する必要があります。審査においては、機関が提出する教育課程の説明が、認定基準等の関連法令を踏まえた上で、課程の設置目的や到達目標、主たる対象等に即して設計されているかどうかを確認されます。</p>
12	<p>質問です。 通常、留学生の募集活動は、当該入学期の前の年、約6ヶ月前からに選考、申請、結果交付の流れで動いております 例えば令和11年4月生の学生募集活動について、募集活動は、令和10年9月頃から学生選考が始まり令和10年11月申請、在留資格結果が令和11年2月中旬と想定しております。 もちろん認定に向け、早めに事前相談、申請を行い認定を頂く取り組みを怠らない事を前提としておりますが、もし仮に、最終経過措置終了前の前年は、次年度”認定日本語教育機関”に認定されている事を前提に募集活動を行って良いのでしょうか？ 令和11年3月31日を過ぎて認定不可、継続審査になってしまった場合、留学資格を持った在校生、令和11年4月生の在留資格認定証明書（COE）を取得した学生の取り扱いはどうなりますでしょうか？</p>	<p>経過措置期間に限らず、認定日本語教育機関としての生徒募集（募集要項の配付、出願受付、入学者選抜など）またはこれに類する行為は、入学希望者への不利益を防止するため、原則として認定後に行わなければなりません。ただし、申請書の提出後において、まだ認定は受けておらず、「計画は現在申請中」であることを入学希望者に分かるよう外国語を用いて周知することを条件に、生徒募集を行うことができます。 あわせて、特に、留学のための課程を置く新規の日本語教育機関については、「認定を受けられなかった場合、当該日本語教育機関で日本語教育を受けることを目的とした留学の在留資格は取得できず、日本国に入国できない」ことを周知するとともに、入学希望者がその内容を理解していることを書面で確認することにより、確実に危険性の理解を得ることを求めています。 経過措置は、法施行後5年間は法務省告示機関として引き続き留学生の受入れを可能とするものであり、在校生は卒業までそのまま在籍可能です。しかし、法施行6年目以降は、認定を取得していない場合、新規の留学生の受入れは不可能となります。</p>
13	<p>留学のための課程はB2以上を目標とする課程を1つ以上置かなければならないとあるが、逆に言うとB2以上を目的としない課程があってもよいと理解しています。その場合、現在の法務省告示基準第4 4 項にあるようなN4レベル習得を目標とする課程を設けるのもよいのか。非漢字圏の学生で10月入学の1.5年コースの場合、入学にN5に合格していたとしてもいきなりN4は難しいので、N5の復習をした後にN4の勉強をしていくというレベルの学生も多くいます。そういった学生は卒業時にN3レベルまでいくことも難しいのが現実です。</p>	<p>留学のための課程において、進学を目的としたコースを設置する場合には、「日本語教育の参照枠」のB2レベル以上に相当するかどうかを確認することとなります。その他のコースを設置する場合、必ずしも進学を目的とするレベル設定は求めませんが、生徒の出口戦略も考慮に入れた上で制度設計を行うことが求められます。</p>

14	<p>「認定申請等の手引き」 3 添付資料について (15) 生徒の学習の継続に必要な措置を講じていることを証する資料 「生徒の学習の継続に必要な措置を講じていることを証する資料」は、日本語教育機関が災害等により日本語教育を継続することが困難となることに備え、生徒の学習の継続のための措置を講じていることがわかる資料を提出する。 当該資料として具体的に想定されるものは、例として災害発生時の生徒の転学支援のための計画などが挙げられ、日本語教育機関が講ずる支援の体制や、具体的な転学先、当該転学先機関等との協定の締結状況、協定本体や協定の内容等が想定される。また、その他当該措置として当てはまるものがある場合は、その内容がわかる具体的な資料を提出する。</p> <p>-- これについてどの程度のものが必要とされるでしょうか。 当校は東京都墨田区と長野県上田市で二つの日本語教育施設を運営しているので、その二つで転校して学習継続することは可能かと思えます。 ただ、大地震などの災害で両校とも学習継続ができなくなった状態を想定してほかの学校に転校する計画を立てることが必要でしょうか？ この項目についてどのように考えたらよいでしょうか？</p>	<p>留学のための課程においては、災害等の不測の事態の際に、誰が責任者であり、どのように転学支援に対応するかについて計画を策定することや、日本語教育機関に関する地域的または全国的な団体との連携による転学支援協定を締結することなどを想定しています。</p> <p>御指摘のとおり、広域に及ぶ災害等も想定されるため、全国的な団体との連携についても積極的にご検討いただようお願いいたします。</p> <p>また、就労のための課程や生活のための課程においては、不測の事態が発生した場合、希望する者には近隣の他の日本語教育機関や、行政の相談窓口を紹介することをあらかじめ定めておくことが想定されます。</p>
15	<p>日本語学校を経営しております。CEFR基準の教育を求められ、一方、出口である進学、就職ではJLPTの評定を求められます。そこで、CEFR基準に沿ってJLPTの評価をしていただけると、カリキュラムの作成や現場の授業の構成もスムーズになり、教育効果も高まると思います。逆に、現場にCEFRを求め、JLPTが変わらない理由はなぜなのでしょう？</p>	<p>大学や就労等の進学先でも、コミュニケーション能力としての「話すこと」の能力を求められるようになってきています。特定技能制度・育成就労制度における日本語能力の評価基準は既に参照枠に基づいており、今後は参照枠のレベル評価ができる日本語教育機関がますます求められるようになってくると言えます。また、日本語能力試験（JLPT）においては、CEFRレベルの参考表示が2025年第1回(7月)試験から開始される予定であり、各レベルの総合得点に対応するCEFRレベルの参考表示が成績書類に追加される予定と承知しております。</p>
16	<p>日本語教育課程の編成に関して苦慮している日本語学校は少なくないと思います。認定申請以前に、相談できる部署・体制を作っていたいただけるとありがたいのですが、ご検討いただけないでしょうか。</p>	<p>文部科学省において、各機関の様式作成の助けとなるよう「様式作成上の注意事項」を作成し、手引きやQ&Aなども随時更新を行っています。メールでの問合せにも対応していますが、事務局対応となるので、いわゆる教育課程に関する相談に指導・助言を行うことはできません。</p> <p>なお、日振協の留学Can doカリキュラム開発普及事業の教育モデル (https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02799.html) やカリキュラムデザイン研修等の活用もご検討ください。</p>
17	<p>1年目の申請・審査状況</p>	<p>令和6年度第1回の申請数及び結果は、認定・不認定の公表時にお示しする予定です。また、令和6年度第2回の申請数は、申請締め切り後、速やかにお示しする予定です。</p>

18	法務省告示機関が認定申請を行い、不可となった場合でも、告示校として継続的に留学生の受け入れは可能であると考えてよろしいでしょうか？	経過措置として、法施行後5年間は法務省告示機関として引き続き留学生の受け入れが可能であるため、経過措置期間中についてはご理解のとおりです。
19	現在、新規採用をした教員の証明書などはその月の末までに出入国在留管理局に提出しています。仮に、令和6年3月に認定の事前申請予約をすとして、令和6年1月に新規採用をした職員の資料は出入国在留管理局に提出しますが、その資料は出入国在留管理庁より貴省から直接取得される、という認識でよろしいでしょうか。	法務省告示機関の場合、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第42条に基づく報告を行っている教員については、証明書類の提出が不要とされています。 当該教員が申請機関に入職して間もないなどの理由から、入管庁への資料提出が申請の直前になされた場合でも、文部科学省への証明書類の提出は不要です。
20	申請提出後、実地確認や面接審査の際に不備等指が発覚した場合、提出書類を修正する機会はあるのでしょうか。	原則として申請機関側の都合による書類の差替えはできません。審査委員から資料の補充や訂正を求められた場合にのみ、提出が可能となります。
21	認定日本語教育機関（留学）の申請中、認定日本語教師の登録が全員済んでない場合はどうなるのか？ 所定の人数を満たせば、認定されるのか？ 定員の40人に1人の本務教員と20人の1名の教員数	
22	1.年号を記入する箇所については、西暦で統一するのですか。 2.「認定日本語教育機関の開設日」とは、認定を受けると予想される日を書くのですか。令和7年第1回目の申請をする場合、認定を受けると予想されるのは何月何日ですか。 3.告示校で学校法人ではない日本語学校は「学校教育法上の認可」で各種学校〔正規課程・附帯教育〕を選ばよろしいですか。 4.「開校」とは認定日本語教育機関としての開校年度を指すのですか。 5.収支予算書の「開校」とは認定日本語教育機関としての開校年度を指すのですか。 6.どの程度詳しいものが必要ですか？その他の事業を紹介したパンフレットでよろしいですか。 7.どの程度詳しいものが必要ですか？宿舎を紹介したパンフレットでよろしいですか。 8.提出しないことが認定の可否に影響しますか。	
23	コアカリキュラムに関する申請書類のフォーマットについて	